

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会就業規程（以下「就業規程」という。）第19条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員に支給する給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 給料
- (2) 扶養手当
- (3) 役職手当
- (4) 時間外手当
- (5) 期末手当及び勤勉手当
- (6) 通勤手当
- (7) 退職手当
- (8) 自家用車使用手当
- (9) 住居手当

(給料)

第3条 職員には、所定の勤務に対する報酬として、東伊豆町の職員の給与に関する条例（以下「東伊豆町職員給与条例」という。）の例により、会長が決定した月額給料を支給する。

(職務の級)

第4条 職員の職務の級は、その経験、能力及び職務内容等を勘案し、東伊豆町職員給与条例の基準により、会長が定める。

(初任給、昇格)

第5条 新たに職員となった者の号級は、学歴、経験年数等を勘案して会長が決定する。

2 職員が現に受けている号級を受けるに至ったときから、12箇月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号級上位の号級に昇格させることができる。

3 職員の勤務成績が特に良好である場合、又は他の職員との均衡上、必要と認

める場合には、前項の規定にかかわらず同項に規定する期間を短縮することができる。

4 昇給の時期は、毎年4月1日とする。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養家族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養家族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 新たに職員となった者に扶養家族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を会長に届出なければならない。

(1) 新たに扶養家族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養家族たる要件を欠くに至った者がある場合

4 扶養手当、時間外手当、通勤手当の額については、東伊豆町職員給与条例の例による。

(役職手当)

第7条 役職手当は、監督等の地位にある職員で、会長が認めた者に対し支給する。

2 役職手当の額は次のとおりとする。

(1) 管理者手当 月額10,000円

(2) サービス提供者手当 月額5,000円

(時間外勤務手当)

第8条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員及び、勤務を要しない日、又は休日に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき時間給与額(給料の月額に1.2を乗じた額を1週間の勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額をいう。)に100分の1.25(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の1.50)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

ただし、会長が必要と認めたときは、代休とすることができる。

(期末手当)

第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し支給する。ただし、これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額〔(それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに調整手当の月額の合計額)〕に、基準日が6月1日に支給する場合においては100分の127.5、12月1日に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に第3項に規定する業績率を乗じて得た額とする。

在 職 期 間		割 合
基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3箇月	6箇月	100分の 100
2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の 80
1箇月15日以上2箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	100分の 60
1箇月15日未満	3箇月未満	100分の 30

3 業績率は、会長が勘案し、100分の50以上100分の150以下の範囲内で定める。

4 町が支給する傾斜配分については、支給しないものとする。

(勤勉手当)

第10条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。ただし、これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額〔(それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額)〕に、6月1日に支給する場合においては100分の95.0、12月1日に支給する場合においては100分の95.0を乗じて得た額に、基準日以前の勤務期間の区分に応じて、第3項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の支給割合は、第4項に規定する職員の勤務期間による割合（以下第4項において「期間率」という。）に第5項に規定する職員の勤務成績による割合（以下第5項において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応

じて、次の表に定める割合による。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月 1 5 日以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 9 5
5 箇月以上 5 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 9 0
4 箇月 1 5 日以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
4 箇月以上 4 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 7 0
3 箇月 1 5 日以上 4 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月以上 3 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 5 0
2 箇月 1 5 日以上 3 箇月未満	1 0 0 分の 4 0
2 箇月以上 2 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 3 0
1 箇月 1 5 日以上 2 箇月未満	1 0 0 分の 2 0
1 箇月以上 1 箇月 1 5 日未満	1 0 0 分の 1 5
1 5 日以上 1 箇月未満	1 0 0 分の 1 0
1 5 日未満	1 0 0 分の 5
0	0

5 成績率は、100分の40以上100分の100以下の範囲内で会長が定める

ものとする。

6 前第3項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

(通勤手当)

第11条 通勤のため電車、バス等の交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とする職員、又は、自動車、自転車等の交通用具を利用することを常例とする職員(通勤距離が2キロメートル未満である者を除く。)には通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額については、東伊豆町職員給与条例の例による。

(退職手当)

第12条 職員が在職1年以上で退職したときは、当会が加入する団体における退職手当を支給する。

2 前項に規定する団体に加入せず、東伊豆町社会福祉協議会(以下「本会」という。)独自の退職手当の積立制度を希望する場合は、別紙申込書を本会に提出する。なお、退職金の積立率は前項の団体と同率とする。

(自家用車使用手当)

第13条 会長は、職員が業務に職員所有の自家用車を使うことが適当と認めるときは、1km当たり20円の自家用車使用手当を支給することができる。

(住居手当)

第 14 条 職員が自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合、次の区分により住居手当を支給する。

(1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている場合は、家賃の額から 12,000 円を控除した額

(2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている場合、家賃の額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるとときは 16,000 円）を 11,000 円に加算した額

(休職者の給与)

第 15 条 職員が就業規程第 25 条の規定により休職を命ぜられたときは、東伊豆町職員給与条例により給与を支給する。ただし、休職の原因が、職員の故意又は重大な過失によるときは、会長はこれを減額して支給し、又は支給しないことができる。

(給与の減額)

第 16 条 職員が就業規程第 18 条に規定する欠勤をしたときは、その勤務をしない時間数に時間給与額を乗じて得た額を減じて給料を支給する。

(給与の支給期日)

第 17 条 給料、諸手当は、毎月 25 日に支給するものとし、その締切期日は毎月 18 日とする。

2 時間外手当は、前月分の実績額を翌月の 25 日に支給する。

3 期末手当は、6 月 30 日、12 月 10 日に支給する。

4 勤勉手当は、6 月 30 日、12 月 10 日に支給する。

5 本条に定める支給日が休日である場合は、その前において、その日に最も近い休日でない日とする。

(準用規程)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、職員の給与については東伊豆町職員給与条例による。

(特例)

第 19 条 財政事情その他特別の事情により、この規程によることができないときは、会長が、理事会の承認を得て、別段の定めをすることができる。

(委任)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

(期末手当の支給係数の変更)

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

(昇給月の変更)

この規程は、平成17年10月5日から施行する。

(第3条、4条、5条第2項、6条第4項、14条、15条の改正)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(社協独自の退職手当の積立制度の設置)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

第5条第4項の「昇給月」を4月1日から1月1日に改正

この規程は、平成22年12月9日から施行し平成22年12月1日より適用する。但し、第2条の規定は平成23年4月1日から適用する。

第9条第2項 第10条第2項の支給率の改正

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

「第7条」役職手当の見直し

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第10条勤勉手当の見直し

この規程は、平成28年12月15日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

第10条勤勉手当の見直し

この規程は、平成29年12月8日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

第2条(8)業務手当の削除

第13条「業務手当」の削除。以下1条ずつ繰り上げ。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第5条第2項「12ヶ月」を「12箇月」へ変更。

第5条第4項「1月1日」を「4月1日」へ変更。

第9条第1項「又は」を追加。

同「1ヶ月」を「1箇月」へ変更。

第9条第2項「期末手当基準額」を「期末手当基礎額」へ変更。

同「並びに調整手当の月額」を削除。

同「100分の122.5」を「100分の130.0」へ変更。

同「100分の137.5」を「100分の130.0」へ変更。

同 表の内部の「ヶ月」を「箇月」へ全て変更。

同 表の内部の「4ヶ月」を「3箇月」へ変更。

第10条第1項「6ヶ月」を「6箇月」へ変更。

同「1ヶ月」を「1箇月」へ変更。

同「又は」を追加。

第10条第2項「勤勉手当基準額」を「勤勉手当基礎額」へ変更。

同「及びこれに対する調整手当の月額の合計額」を削除。

同「100分の80.0」を「100分の92.5」へ変更。

同「100分の90.0」を「100分の92.5」へ変更。

同「在職期間」を「勤務期間」へ変更。

同「次の表に定める割合を乗じて及び」を削除。

第10条第4項「6ヶ月」を「6箇月」へ変更。

同 表の内部の「ヶ月」を「箇月」へ全て変更。

同「零」を「0」へ変更。

第10条第5項「100分の90」を「100分の100」へ変更。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

第10条第2項「6月1日に支給する場合には100分の92.5、12月1日に支給する場合には100分の92.5」を「6月1日に支給する場合には100分の95.0、12月1日に支給する場合には100分の95.0」へ変更。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

第2条（8）「携帯電話手当」を削る。以下1つずつ繰り上げ。

第9条第2項中「100分の130.0」を「100分の127.5」に改める。

第13条「会長は、職員が業務に職員所有の携帯電話を使うことが適当と認めるときは、月額1,500円の携帯電話手当を支給することができる。」を削る。以下1条ずつ繰り上げ。